

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所6、7号機設置変更（第3電源））【8】
2. 日 時：令和4年4月12日 10時30分～11時30分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、義崎管理官補佐、岩崎安全審査官、照井安全審査官※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部設備計画グループ 課長 他9名※

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設置変更許可申請書のうち、発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）への適合等について、令和4年3月31日及び4月7日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。
  - 【経理的基礎】
    - 特になし
  - 【核燃料物質の取得計画】
    - ウラン需給バランス表、転換役務バランス表及び濃縮役務バランス表の注釈を削除しているが、既許可の審査での説明において注釈を記載してきた意図を確認すること。
  - 【平和利用】
    - 特になし
  - 【設置許可基準規則への適合性について<補足説明資料>】
    - 特になし
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

なし